部活動ガイドライン

令和２年６月

（一部改訂令和２年１１月）

登米市立米山中学校

はじめに

中学校における部活動は，共通の興味・感心のあるスポーツ・文化的活動において一つの目標に向かって取り組み，目標達成のために部員が一丸となることは，心身ともに大きく成長する中学生期にとって，大変有意義な活動である。

宮城県教育委員会及び登米市教育委員会の方針を受け，本校の「部活動ガイドライン」を定める。

米山中学校の「部活動ガイドライン」の策定に関して

1　部活動がよりよい活動になるよう常に活動状況に目配りし，実情に応じて，毎年度末見直しを図る。

2　「部活動ガイドライン」には，休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について明記する。

3　「部活動ガイドライン」は，保護者や地域の理解を得るため，学校のホームページやＰＴＡ総会等の機会を通じて公表する。

１　適切な休養日等の設定

１）　適切な休養日及び活動時間等の基準

【基本的な考え】

①　成長期にある生徒が，運動，食事，休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り，学習・部活動などの学校生活と，学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう，部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

②　年間の休養日数を１０５日以上とする。

・年間５２週と考えて平準化し，原則として平日休養日を５２日以上，土曜日・日曜日及び祝休日等の休養日を５３日以上と考えバランス良く設定する。

（１）学期中の休養日の設定

①　学期中は，週当たり２日以上の休養日を設ける。

・原則として平日１日，土曜日及び日曜日に１日以上に相当する休養日を設ける。

（２）長期休業中の休養日の設定

①　長期休業中は，生徒が十分な休養をとることができるとともに，部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう，ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

②　原則として夏季休業中の「日直を置かない閉庁日」及び冬季休業中の年末年始（１２月２９日~１月３日）の閉庁日は休養期間とする。

③　上記②の期間において，校長が特別な事情があると認める場合のみ活動を可とする。

（３）１日の活動時間

①　１日の活動時間は平日２時間程度，休日は3時間程度を原則とし，できるだけ短時間に，合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

②　学期における活動終了時刻は，１８時１５分（完全下校時刻１８時３０分）を超えない範囲で，時季により設定する。

③　休日において練習のみの場合は上記①の対応とするが，練習試合・大会等の場合は，校長の判断により，活動時間を延長できる。（練習試合等のない吹奏楽部等においては，校長が特別な事情があると認めた場合に限る。）

（４）朝練習

① 朝練習については，原則禁止とする。

② 校長が，大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとする。ただし，その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

（５）その他

① 新型コロナウイルス感染症防止のために，長期にわたって臨時休校が続いたことを考慮し，令和２年度においては生徒の体力や疲労度に特に留意した活動を行う。

② 市内中学校とも連携し，バランスのとれた活動になるよう配慮する。

③ 活動時間に係る詳細（延長等も含める）は別に定める。

２）「ハイシーズン」の設定について

○ 年間を通して様々な大会があるが，中学校総合体育大会や新人大会，東北大会・全国大会，各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要であり，上記の基準だけでは生徒・保護者のニーズに応えられない現状がある。

したがって，このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし，その分，それ以外の時期に休養日を十分に確保（オフシーズン）し，生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに，部活動に対する意欲の維持，向上に努めることが大切である。

その際には，恒常的にハイシーズンとならないように，生徒の教育上の意義，生徒及び顧問の負担軽減の観点から，参加する大会，コンクール等を精査する。

２　指導体制の構築

○ 校長は，生徒や教師の数，部活動指導員（外部指導者も含む）の配置状況を踏まえ，指導内容の充実，生徒の安全確保，教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう，適正な数の部を設置するよう努める。

○ 校長は，顧問の決定に当たっては，校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み，教師の他の校務分掌や，部活動指導員（外部指導者も含む）の配置状況を勘案した上で行うなど，適切な校務分掌となるよう留意するとともに，学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

３　教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

○ 校長は，教師の部活動への関与について，「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成２９年１２月２６日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成３０年２月９日付け　２９文科初第１４３７号）」を踏まえ，法令に則り，業務改善及び勤務時間管理等を行う。

○ 校長は，毎月の活動計画及び活動実績の確認等により，各部の活動内容を把握し，生徒が安全に活動を行い，教師の負担が過度とならないよう，適宜，応じて指導・是正を行う。

４　顧問による活動計画の作成

○ 顧問は本校の「部活動ガイドライン」を踏まえ，適正な休養日を確保しながら，活動計画を作成し，保護者，部活動指導員（外部指導者も含む）に提示・説明し，理解を求める。

○ 活動計画を作成するにあたっては，効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに，学校行事や学習への影響を考慮する。

５　部活動の設置・存廃について

○ 設置する部活動並びに新設・廃止についての規程は別に定める。